（保 106）

令和３年７月１５日

都道府県医師会
　社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公 印 省 略）

地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会について

標記研修会は診療報酬における「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準にある「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部に当たり、研修要件は２年毎の届出が必要とされております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、昨年度は日本医師会での開催を見送ることとなり、また、診療報酬上の取扱いにつきましては、令和２年３月１９日付けで発出された厚生労働省保険局医療課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（その６）」により、「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である」との取扱いが示されたところであります。

令和３年度になっても、延べ感染者数が８０万人を超えるなど依然として拡大が続いておりますことから、令和２年８月７日付け（保 170）でお知らせした内容が継続されておりますことを厚生労働省当局に確認済みであります。

すなわち、すでに算定されている医療機関は、研修に係る施設基準を満たせない場合においても届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能でありますし、新規届出を希望する医師に対しての取扱いも、昨年度に配布した2019 年度の研修内容（ＤＶＤ放映）を活用した研修で同等とみなすことから、都道府県医師会でご対応いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

１．2020 年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会について（令和２年８月７日（保 170））

添付資料

（保 170）
令和２年８月７日

都道府県医師会
　社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公 印 省 略）

2020 年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係る
かかりつけ医研修会について

2020 年度における地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会につきましては、令和２年６月２３日付け日医発第 247 号（保 112）にて、本年１０月１１日に日本医師会で開催し、テレビ会議システムにより都道府県医師会へ同時中継する旨お知らせしておりましたが、今般の新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、日本医師会での開催を見送ることといたしました。

この研修会は診療報酬における「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準にある「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部に当たる研修会であり、研修要件は２年毎の届出が必要とされておりますが、本年３月１９日付け厚生労働省保険局医療課 事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その６））（以下「事務連絡」という。）により、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である旨の取扱いが示されておりますことから、すでに算定されている医療機関では引き続き算定できることとなっております。

一方、令和２年度診療報酬改定において、地域包括診療加算・地域包括診療料の施設基準の要件を緩和したにもかかわらず、研修要件を満たせず新規届出ができない状況にありますことから、厚生労働省当局と協議した結果、今年度につきましては下記のような対応をすることとなりま

したので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、下記のような対応ができたとしても、事務連絡　問５の（答）にある「研修が受けられるようになった場合」には該当しない旨、厚生労働省当局に確認済みでありますことを申し添えます。

記

１）今年度に限っては、都道府県医師会において昨年度の研修会（2019 年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会）の研修内容を活用した研修で同等とみなす（改めて日本医師会から昨年度の研修内容を収録したＤＶＤを配布する）

２）研修会受講対象者

新規届出を希望する医師を優先（会員・非会員を問わず）

３）開催条件

①必要な感染防止対策

・ Social Distance が確保できる座席間隔、換気、消毒、マスク着用、こまめな手洗い、大きな声で会話しない等

・ 予め体調のセルフチェックを行い日常と異なる状況がある場合は参加を控える。発熱者（37.5 度以上）の参加禁止。発熱がない場合でも息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合は参加できない

・ 研修会終了後２週間以内に新型コロナを発症した場合は、速やかに報告 等

②都道府県医師会による出退管理および「修了証明書」の発行

４）感染状況は都道府県によって異なるため、会場、開催回数などは都道府県医師会で検討いただく

５）本研修会は都道府県医師会による出退管理がなされることが担保になっていることから、今年度は Web 講習会とはしない

※　日本医師会としては Web 講習会の開催が増えている状況から、当分の間、参加確認ができる場合は生涯教育制度の単位、cc を付与することとしているが、出退管理が主催者のシステム環境で相違があるなどの課題があるため、今年度はこのような取扱いとする

（参考）

【事務連絡（令和２年３月１９日付け）】

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

（その６）

問５　区分番号「Ａ００１」再診料の注１２地域包括診療加算及び区分番号「Ｂ００１－２－９」地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、２年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても、届出を辞退する必要があるか。

（答）

届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。ただし、研修が受けられるようになった場合には、速やかに研修を受講し、遅滞なく届出を行うこと。